

犬又は猫等の譲渡実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市動物の愛護及び管理に関する事務処理要綱（平成21年4月1日施行、以下「要綱」という。）第36条の規定に基づき、船橋市動物愛護指導センター（以下「センター」という。）における譲渡の円滑かつ適正な実施について必要な事項を定めるものとする。

(譲渡対象動物)

第2条 譲渡対象動物は、収容している犬及び猫等であって、処分対象となった動物のうち、必要に応じて観察期間を設け、以下の基準により選定する。

- 1 視診、触診等により健康である、又は治療等により予後良好と判断されるもの
- 2 社交性、支配性、警戒心、攻撃性等を観察し、人及び社会に順応性があると判断されるもの
- 3 飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わったもの
- 4 その他、センター所長が適当と認めたもの

(譲渡対象者)

第3条 譲渡対象者は、譲渡を希望する個人（以下「個人譲渡対象者」という。）及び新たな飼い主探しを行う団体（個人活動者を含む。以下「譲渡対象団体」という。）とする。

1 個人譲渡対象者

個人譲渡対象者は、次に示す譲渡対象者の基準に適合する者とする。

- (1) 譲渡される動物を適正に飼養できること。
- (2) 終生飼養できること。
- (3) 不妊去勢手術、またはこれに代わる確実な繁殖制限措置を行えること。
- (4) 原則として市内および近辺に在住する成人であること。
- (5) センターが主催する適正飼養に関する講習会を受講していること。
- (6) 飼養にあたり家族全員の同意が得られていること。
- (7) 飼養場所が集合住宅もしくは借家等の場合、動物の飼養が承認されていることが、規約等の文書で提出できること。
- (8) 誓約書（別記第3号様式）の内容を理解し遵守できること。
- (9) その他、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

2 譲渡対象団体

(1) 譲渡対象団体は、次に示す譲渡対象団体の基準に適合するものとして、センターが作成する譲渡対象団体名簿に登録された団体等とする。

- ① 船橋市の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体等であること。

- ② 動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を目的とした規約をもって活動を行っていること。
 - ③ 活動実績及び活動内容がセンターの実施する譲渡事業の趣旨と合っていること。
 - ④ 団体等の活動拠点が、センター職員が容易に調査及び確認できる地域内にあること。
 - ⑤ センターが主催する適正飼養に関する講習会を、代表者又は責任者が受講していること。
 - ⑥ 譲渡動物の譲渡先として、団体名等をセンターが公表することに同意できること。
 - ⑦ 誓約書（譲渡ボランティア用）（別記第5号様式）の内容を理解し遵守できること。
 - ⑧ その他、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。
- (2) 登録を受けようとする譲渡対象団体は以下の書類を提出して申請するものとする。
- ① 譲渡ボランティア登録申請書（別記第4号様式）
 - ② 誓約書（譲渡ボランティア用）（別記第5号様式）
 - ③ 団体の場合、規約、役員名簿、会員名簿及び活動概要書
 - ④ 団体の場合、一時飼養者名簿
 - ⑤ 一時飼養場所の見取り図
- (3) センター所長は、申請のあった団体等について、譲渡対象団体の基準への適合について審査し、原則として一時飼養場所の現地調査を行った上で登録の可否を決定し、申請者に通知すること。また、登録した場合は譲渡ボランティア登録簿（別記第6号様式）に登載すること。
- (4) 譲渡対象団体は、譲渡ボランティアの登録内容に変更があったときは、譲渡ボランティア登録変更届（別記第7号様式）を提出し、また、譲渡ボランティア登録の廃止は、譲渡ボランティア登録廃止届（別記第8号様式）を提出することとし、センター所長は、必要に応じて現地調査を実施する。

（動物の譲渡）

第4条

1 個人譲渡対象者に対する譲渡

(1) 譲渡申請

センター所長は、個人譲渡対象者から譲渡を求められたときは、犬、猫等の譲渡申請書（別記第1号様式）を提出させ、譲渡申請書の書類審査とともに、必要に応じて現地調査を行うこと。

(2) 譲渡対象者の審査及び通知

センター所長は、譲渡申請書に係る書類審査とともに、必要に応じて現地調査を行い、申請者に対して審査結果を通知すること。また、譲渡対象者として認めた場

合にあっては、譲渡実施日について通知すること。

(3) 譲渡の実施

譲渡の実施は、譲渡動物の飼養管理に必要な事項を指導するとともに、譲渡を受けるに当たっての誓約書（別記第3号様式）を提出させること。

2 譲渡対象団体に対する譲渡

(1) 譲渡の実施

センター所長は、犬、猫等のボランティア譲渡申請書（別記第2号様式）を提出させ、譲渡動物の飼養管理に必要な事項を指導し、適正な取扱いを遵守させるものとする。

(トライアル)

第5条 個人譲渡対象者が、犬猫等（ただし、90日齢未満の犬猫等は除く）の譲渡を申請する前に、譲渡希望動物を一時的に飼養すること（以下「トライアル」という。）を希望する場合は、犬、猫等トライアル申込書（別記12号様式）をセンター所長に提出する。

1 センター所長は、第3条1個人譲渡対象者の基準（（2）、（3）及び（8）を除く）に適合するか審査を行い、適合する場合はトライアルを認めるものとする。

2 トライアル期間はおおよそ3週間とする。

3 トライアルの後、当該動物の譲渡を希望する場合は、速やかに当該動物を同伴の上第4条に基づく譲渡申請をすること。なお、センター所長が認めるときは、譲渡申請書を郵送にて受け付けることができる。

4 当該動物の譲渡を希望しない場合は、連絡の上速やかにセンターに当該動物を返還しなければならない。

(譲渡後の指導及び調査)

第6条

1 個人譲渡者への指導及び調査

センター所長は、犬、猫等の譲渡を受けた者に対して、必要に応じてしつけ方教室等を受講させることにより適正飼養の徹底を図るとともに、その飼養状況について、譲渡動物飼養状況報告書（別記第9号様式）を提出させ調査を行う。

2 新たな飼い主が決まった場合の譲渡対象団体への指導

センター所長は、譲渡対象団体から、その飼養状況について、譲渡動物飼養状況報告書（譲渡ボランティア用）（別記第10号様式）を提出させ調査を行う。また、動物が譲渡対象団体から新たな飼い主に譲渡された場合は、再譲渡報告書（別記第11号様式）を速やかに提出させるものとする。

(譲渡対象団体に対する調査等)

第7条 譲渡対象団体に対して、必要に応じて現地調査・確認を行い、基準に適合しなくなったものについては、不適理由を明示し、譲渡対象団体名簿から登録を抹消するもの

とする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。